

平成 28 年 12 月 25 日

営業店の臨時休業に関する公告

新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

株式会社 第四銀行

取締役頭取 並木 富士雄

株式会社第四銀行では、平成 28 年 12 月 22 日に糸魚川市で発生した火災の影響により、下記営業店につきまして、臨時休業しておりますので、定款第 5 条および銀行法第 16 条第 1 項の規程に基づき、公告いたします。

記

1. 臨時休業している営業店

糸魚川支店（新潟県糸魚川市大町 2 丁目 3 番 8 号）

2. 休止する期間

平成 28 年 12 月 22 日より営業を見合わせております。

なお、営業再開については、あらためてお知らせいたします。

3. 休止する業務

営業店における全窓口業務

以上